

1. 第1回推進会議の主な意見に対する市の考え方について

■委員からの主な意見・・青少年の健全な育成を図るための措置について

市の暴力団の排除に関する条例素案では、青少年に対する教育のための措置が入ってない。青少年を暴力団から守るためには、暴力団排除や薬物乱用に関する教育を行い、暴力団に加入させないことが重要であるので、条例に青少年に対する教育等のための措置を盛り込んでいただきたい。

□市の考え方

青少年の健全な育成を図るための措置については、北海道暴力団の排除の推進に関する条例第19条及び第20条に規定されていますが、青少年を暴力団から守るためには、委員の皆さまから意見のありましたとおり、教育の場等において、暴力団の本性や薬物の恐ろしさなどを知らしめ、暴力団に加入させない、関わらせないことが市といたしましても重要なことと考えますので、市条例に次の条項を追加することとします。

(青少年に対する指導等)

第10条 市は、警察その他関係機関と連携し、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導又は助言を行うよう努めるものとする。

2 市は、前項の指導又は助言が適切に行われるよう、青少年の育成に携わる者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2. パブリックコメントの実施について

条例案に対して市民から意見を募集し、その意見を参考にして条例案の意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表します。

○受付期間：平成25年12月15日～平成26年1月15日

○周知方法：12月15日号広報紙、市ホームページ

○閲覧場所：市ホームページ、市役所（担当課）、各出張所、中央公民館
団地住民センター、エルフィンパーク、図書館、夢プラザ